

第8回教育委員会

平成30年3月28日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

議案

議案第39号

大阪市教育委員会文書規則の一部を改正する規則案

議案第 号

大阪市教育委員会文書規則の一部を改正する規則案

大阪市教育委員会文書規則（平成 13 年大阪市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 23 条」を「第 2 条第 3 項」に改める。

第 22 条第 1 項中「総務課長」を「教育政策課長」に改め、第 2 項を次のように改める。

2 教育政策課長は、前項に掲げる公文書の送付を受けたときは、会議に付す手続を行う。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市教育委員会文書規則（抄）

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省 略

(2) 電磁的記録 条例第23条 に規定する電磁的記録をいう。

第2条第3項

(3)－(7) 省 略

(教育委員会議案等の取扱い)

第22条 教育委員会の議決又は報告を必要とする公文書は、教育長の決裁後に総務
教育
課長 に送付しなければならない。

政策課長

- 2 総務課長において前項の公文書の回付を受けたときは、教育委員会の議決又は教育政策課長は、前項に掲げる公文書の送付を受けたときは、会議に付す手続報告の手続を行い、議決又は報告が終了したときは、その旨及び年月日を記入し
を行う。
て主管担当に返付する。

大阪市教育委員会文書規則の一部改正について

1 改正の理由

ICT を活用した事務が浸透してきたことから、紙媒体を用いて行ってきた事務手続を改め、事務の効率化を図るため規則の一部を改正する。あわせて必要な規定整備を行うため、規則の一部を改正する。

2 改正の内容

- ・事務手続の効率化を図るため、紙媒体を用いた返付手続の廃止（第 22 条第 2 項）
- ・その他、必要な規定整備（第 2 条第 2 号、第 22 条第 1 項）

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日